

## 「山形県文化基本条例（仮称）」素案についての意見募集の結果

- 1 意見募集期間 平成 29 年 12 月 20 日（水）～平成 30 年 1 月 15 日（月）
- 2 提出された御意見の件数 50 件（意見提出者 24 人）
- 3 提出された御意見の概要及び御意見に対する県の考え方

番号	意見の概要	県の考え方
1	「山形県文化振興プラン」を策定して間もないこの時期にどうして条例を制定するのか。	<p>・平成 28 年 3 月に「山形県文化振興プラン」を策定後、県内では、「出羽三山生まれかわりの旅」など 3 件の日本遺産認定や新庄まつりのユネスコ無形文化遺産登録など、本県の特徴ある文化が国内外から改めて高い評価を受けました。また、平成 31 年度には、文化・芸術活動の拠点となり、文化と産業の連携を活かした本県の強みや魅力を発信し、交流人口を拡大する機能を備えた複合文化施設、「山形駅西口拠点施設（仮称）」の開館を予定しております。一方、政府は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を日本の文化芸術の価値を世界へ発信する好機と捉え、総合的な文化施策を推進することとしております。</p> <p>このように文化の力が強く求められている今こそ、文化活動の主役である県民と思いを共有し、多様な主体が文化を振興し、享受し、活用すること、文化の力で県民生活を心豊かにし、活力ある地域社会の実現、経済の活性化に寄与することを目的として、「山形県文化基本条例（仮称）」を制定することとしたものです。</p>

2	山形県文化基本条例と山形県文化振興プランはどのように違うのか。	<p>・条例は、文化の振興や継承・発展等、本県文化を推進するに当たっての基本理念、県の責務、県民、文化団体等の役割、文化に関する基本的な施策を定めるものであり、議会の議決を経ることで県民の総意としての性格を持ち、文化に関する施策、財政的な措置、計画等の策定についての法的根拠となるものであります。</p> <p>プランは、概ね10年間の文化振興に関する基本的な考え方や施策の推進方向について定めるものであり、その策定についてこれまで法的根拠はありませんでした。</p> <p>条例制定後は、山形県文化基本条例で定める推進計画として位置づけられることとなります。</p>
3	山形駅西口拠点施設（仮称）と県内各地の文化施設との連携についてどのように考えているのか。	<p>・「文化施設の充実・活用促進」として、県内の文化施設が文化の創造、交流、発信の拠点としての機能を十分に発揮し、県内外の人々に広く活用されるよう必要な施策を講ずることを定めています。</p> <p>具体的な文化施設間の連携施策については、県内文化施設のネットワーク「山形県公立文化施設協議会」をさらに強化しながら講ずべきと考えており、今後、推進計画を策定する中で検討していきます。</p>
4	<p>・条例に規定する施策が広範囲であり、財政措置がどこまでできるのか。（2名）</p> <p>・現時点で考えられる具体的な措置を列記してほしい。（1名）</p>	<p>・これまで、県の文化施策の推進に関する財政措置を定めた法令はありませんでしたが、このたび、必要な財政上の措置を講ずることを規定した条例を制定します。これによって、観光、農林、商工など関係する部署においても文化施策のための財政措置が図られるようになります。</p> <p>・条例は、文化施策の財政的措置を講ずるための根拠規定となるものであり、具体的な内容を定める性格のものではありません。この条例を根拠として必要な予算が措置されるように努めてまいります。</p>
5	懇話会が3回しか開催されていないが検討期間が短いのではないかと。（2名）	<p>・条例案の検討に当たっては、平成28年度に条例の制定状況やその効果についての全国調査を行ったほか、過去の県政アンケート結果の詳細分析や文化関係団体か</p>

		らの意見聴取を行うとともに、実効性のある条例とするための文献等の調査・検討を行いました。平成 29 年 8 月に外部の委員による懇話会を設置し、3 回の懇話会での議論、平成 29 年度県政アンケート、市町村、庁内の各部局への意見照会を踏まえ、この度、素案としてとりまとめたところです。
6	基本的施策に文化財等の保存、活用とあるが、文化財の保存が遅れているのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び県指定文化財の修繕等のための補助はあるものの、すべての要望に応えられる状況にはなっておりません。「未来に伝える山形の宝」の事業での支援などを含め所有者の方の意向を踏まえながら、できるだけ要望に応えるようにしてまいりたいと考えております。</li> <li>・未指定文化財については、リストアップを検討してまいりたいと考えております。</li> </ul>
7	県内文化財の把握や修繕に関する計画については、文化推進計画にどの程度盛り込まれることになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術基本法第 7 条の 2 に定める「地方文化芸術推進基本計画」については、定めるべき内容は現段階では国から示されておりませんが、文化財保護法の改正状況なども踏まえ、教育委員会と連携して検討してまいります。</li> </ul>
8	「高齢者・障がい者の文化活動への参加意欲の増進」については、例えば、文化活動への支援と文化活動が活発に行われるための環境整備などに再考すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化は、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、認知症の予防や孤立化の防止、また、障がい者についても社会参画や生きがいづくりに役立つものとしてその意欲を増進する観点から特出しして規定したものです。</li> </ul> <p>条文の内容につきましては、御意見の趣旨を踏まえ検討いたします。</p>
9	「出羽三山をはじめとする精神文化」については、「出羽三山の山岳信仰」もしくは「出羽三山信仰」と内容をはっきり書いた方がわかりやすいのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の条文に規定する場合には、使用できる用語についての制約もありますが、できるだけわかりやすい条文になるように最終案をまとめてまいります。</li> </ul> <p>なお、条例について県民等に周知を図る際にもわかりやすく伝えるよう心掛けてまいります。</p>

10	「文化」の概念、定義を「前文」又は「基本理念」に定めるべきである。(3名)	<p>・「文化」の定義は、最も広く捉えると、「人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わる総体」を意味しますが、文化芸術基本法でも定義規定は設けておらず、対象としている文化は、基本的施策に定める芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、文化財等であり、本県の条例に関しても同様の考え方であります。</p> <p>なお、文化の概念、意義については、前文の中に盛り込み、県民に分かりやすく伝えることを考えております。</p>
11	国の法律は「文化芸術基本法」である。「山形県文化芸術条例」でもいいのではないか。(2名)	<p>・「文化芸術基本法」は、はじめは「芸術文化基本法(案)」として上程されましたが、「芸術文化」は、芸術を中心とする文化や芸術そのものを指す場合もあるため、文化全般を含むことを明確にするとともに芸術も前面に出した方がよいとの配慮から、最終的に現在の名称に落ち着いたものとされています。</p> <p>条例案では、「文化」は、「芸術文化」をはじめ、「伝統文化」、「生活文化」、「文化財等」その他の文化を包含するものであり、広く文化に関する施策を推進するための条例の名称には、「芸術」の特出しはせず、「文化基本条例」という名称案としております。</p> <p>なお、県で策定したプランにおいても同様の考え方から文化振興プランという名称を使用しております。</p>
12	芸術の例示として書道が入っているのは何故か。(2名)	<p>・書道については、他県の条例をみても芸術又は生活文化どちらにも例示があり、素案では芸術として例示をしておりますが、パブリックコメントの御意見を踏まえ、最終案をまとめていきたいと考えております。</p>
13	「山形県スポーツ推進審議会条例」と文化基本条例との関係は？スポーツも含めた条例にすべきでは	<p>・「山形県スポーツ推進審議会条例」は、山形県教育委員会の諮問に応じ、スポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議す</p>

	ないか。(2名)	<p>る「山形県スポーツ推進審議会」の設置条例であり、文化基本条例との直接的な関わりはありません。</p> <p>・本県のスポーツの推進につきましては、スポーツ基本法に基づき策定された山形県スポーツ推進計画により教育委員会が中心になって進めており、文化芸術基本法の対象としている文化とは法体系が異なる分野であり、一つの条例に定めることは難しいと考えます。</p>
14	文化を通しての人材育成の視点を入れるべきである。	<p>・文化は人々の創造性や感性を育む等々々の人間形成に大きな役割を果たすものであり、非常に大切な視点であります。その点につきましては、前文や文化を育む人づくりの中の「子どもの創造性等の育成」にも規定いたします。</p>
15	文化財保護条例との関係はどのように整理されているのか。	<p>・国においては、「文化芸術基本法」が文化政策全般の基本法という位置づけであり、「文化財保護法」については、文化政策の対象領域の一つである文化財政策（文化財の保護）に関する個別法であり、それに基づき文化財政策が進められております。同様に、県においても「文化基本条例（仮称）」が県の文化施策全般に関する基本的な考え方を定める基本条例という位置づけとなり、「文化財保護条例」は、県の文化財施策に関する個別の条例という位置づけになるものであります。本県の文化財に関する具体的な施策については、「文化財保護条例」に基づき進めるものであります。</p>
16	現場の県民の声（文化団体、市町村）の声を吸い上げた上での内容にしてほしい。(2名)	<p>・平成28年度に県内芸術文化団体の代表者から文化芸術に関する課題等のヒアリングを行っております。また、パブリックコメントに際しては、直接、県内各市町村の芸術文化協会あてに意見照会を行ったほか、主要な文化団体の代表者との意見交換会を実施しました。頂いた御意見を踏まえ、最終案としてまとめてまいります。</p>
17	条例に規定する「文化推進基本計画」と既に策定している「山形県文化振興プラン」との関係は？	<p>・条例が制定された後に新たに「山形県文化推進基本計画」を策定することになりますが、その際は、「山形県文化振興プラン」を土台にして検討を進めることとなります。なお、「文化推進基本計画」は、文化芸術基本法第7条の2に定める「地方文</p>

		化芸術推進基本計画」に位置付けるものであり、政府における改正法に基づく新たな計画策定の動きも踏まえ、検討してまいります。
18	「文化審議会」、「文化振興基金」の設置の規定が必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体が条例の規定により審議会を設置するのは、県民に権利・義務を課すために調査、審議が必要な場合であり、文化行政では文化財保護が該当しますが、既に「文化財保護審議会」が設置されております。その他、文化行政全般については、文化振興懇談会を設置して県民の皆様の御意見を伺っているところです。</li> <li>・本県には、「やまがた社会貢献基金」が設置されており、県民の文化活動支援にも活用できる仕組みとなっております。また、公益財団法人山形県生涯学習文化財団でも県民の文化活動への支援を実施しており、その他民間の助成事業と併せて活用していただけるよう情報提供を行ってまいります。</li> </ul>
19	条例の制定により、県民が文化に親しむ機会が増え、文化に触れることにより将来の山形県を担う人材が育まれ、その人材が山形県の文化を後世に残す役割を果たし、守られた本県の貴重な文化財が観光などを通して地域の活性化に寄与する。そのような好循環を生む条例であってほしい。多くの県民が「文化の力」を信じていることができる条例であってほしい。(2名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この度のパブリックコメント等で寄せられた県民の皆様の御意見を踏まえ、そのような条例を制定し、また、条例制定後もその思いを県民の皆様に丁寧に周知を図ってまいります。</li> </ul>
20	責務についてですが、県民の役割として、県民一人ひとりに文化の保護意識も必要かと思えます。(行政や博物館・美術館では文化財の保護は周知されるとは思いますが、県民も守っていくという意識を育てて行かなければならないかと思えます。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化の推進（保護、継承、振興、発展、創造）に積極的な役割を果たすことを県民の役割として規定しております。文化の保護についても、県民の役割として大事な視点だと思えますので、条例制定後は、県民の皆様に丁寧に周知を図ってまいります。</li> </ul>

21	基本理念の箇所ですが、文化を未来に継承するような文言があれば尚良いかと思えます。	・ご意見を踏まえ、前文又は基本理念に文化の未来への継承にかかる文言を盛り込むよう最終案を取りまとめてまいります。
22	文化を育む人づくりについてですが、若い世代（20～40代）の層が文化への興味・参加が特に薄い層だと感じています。子ども、高齢者、障がい者の文言はありますが、若い世代への施策も必要だと感じます。	・年代を問わずすべての県民が文化を鑑賞し、参加し、創造する機会を充実するための環境づくりを規定しております。そのうち、特に子どもたちの創造性等の育成、高齢者、障がい者の文化活動の充実を規定しているところであります。 若い世代への施策も重要であり、今後、文化推進基本計画の策定などを進める際に十分に検討してまいります。
23	保存と活用（活性化）は必ずしもイコールにはならないと思えます。条例の全体的な印象が、保存より活用が重視されているように感じます。文化財の活用にあたっては、保存への考慮を十分に検討した上で活用していく必要があります。保存と活用の部分を分けて明記するか、保存についてももう少し詳しく明記しても良いのではないかと思います。	・（2）基本理念の⑦に「文化固有の意義と価値を尊重しつつ」という文言を規定し、御意見の趣旨を盛り込んでいるところです。 また、条文の規定に関しては、御意見の趣旨を踏まえ、最終案を取りまとめてまいります。
24	（2）基本理念の⑥に、地域及び経済の活性化を図るためとありますが、地域の活性化の中には、経済も含まれるのではないのでしょうか。（1）の目的と（7）の2にも経済の活性化についての記載があり、少しくどいような気がします。	・ご意見のとおり、「地域の活性化」は、経済の活性化も含めた意味で使われることもありますが、条例案では、特に文化を活用した経済の活性化が重要であるとの考えから、地域の活性化はまちづくりなどの分野での活性化という意味で使用し、あえて列記しているものです。御意見を踏まえ、最終案を取りまとめてまいります。
25	（8）その他について、三つの項目は、それぞれ大事なことだと思いますが（特に体制と財政が必要）、その他で良いのでしょうか？施策の推進など、具体的な名称が必要ではないのでしょうか。	・この部分については、（1）目的、（2）基本理念、（3）責務等とともに、条例案では、総則として規定する予定としております。

26	<p>・この条例を、文化の推進のためにしっかりと活かしてほしい。また、文化団体の活動支援や相談に乗ってくれるところが必要である。(5名)</p>	<p>・文化を推進するための具体的な施策については、今後、推進計画を策定する中で十分に検討してまいります。</p>
27	<p>・文化の振興等のところに民話、民謡という言葉を入れてほしい。</p>	<p>・文化の振興等の各条文にある文化の分野については、概ね文化芸術基本法における例示に倣い記載をしております。御意見を踏まえ、最終案をまとめてまいります。</p>
28	<p>・子どもの頃から文化に触れることやそういう気持ちを持ってもらいたい。条例制定がそのきっかけになるといいと思う。 ・教育現場では文化に関する授業や部活動が衰退している状況である。文化芸術の鑑賞機会の提供など山形の文化を支える取組みが必要である</p>	<p>・文化は人々の創造性や感性を育むものです。特に子どもの頃から文化に触れることは、人間形成に大きな役割を果たすと考えられることから、前文や文化をはぐくむ人づくりの中に規定します。 ・また、文化に親しむ機会の創出を教育機関の役割として規定します。</p>
29	<p>・美術や華道の展示場所の充実を図ってほしい。(2名)</p>	<p>・文化活動の発表の場の充実については、「文化施設の充実及び活用促進」として規定しております。具体的な施策については、今後、推進計画を策定する中で検討してまいります。</p>
30	<p>・「創造」することができなければ、文化芸術は広がっていかない。条例には「創造」という文言が必要である。</p>	<p>・文化の保護、継承、振興、発展、創造はどれも重要であることから、この条例では、それらを総称して推進と規定しております。 基本理念で、創造性の尊重を掲げるとともに、子どもの創造性の育成についても規定します。</p>
31	<p>・「講ずるものとする」「努めるものとする」では、意味合いが伝わらない。</p>	<p>・本県の条例では、県が施策を行うことを「講ずるものとする」というのが通例となっております。また、施策以外の文言に続ける場合には「努めるものとする」という表現となります。条例の条文に規定する場合には、使用できる用語についての制約もありますが、できるだけわかりやすい条文になるように最終案をまとめてまいります。</p>



		<p>なお、条例について県民等に周知を図る際にもわかりやすく伝えるよう心掛けてまいります。</p>
32	<p>・特色のある文化の継承及び発展に映像文化を入れてほしい。</p>	<p>・映像文化はメディア芸術として例示とし、山形の誇れる文化として前文に盛り込む方向で検討いたします。</p>
33	<p>・目的に私たちに恩恵をもたらし、生活していく上で欠くことのできない文化を大切にとあるが、今回の条例では、現代の私たちに恩恵をもたらさないもの、経済の活性化に結びつかないものは対象にならないのでしょうか。</p>	<p>・(2) 基本理念の⑦に「文化固有の意義と価値を尊重しつつ」と規定しているように文化はそれ自体が意義、価値を持つものであり、恩恵や経済の活性化をもたらすのは効用面での役割でありますので、その有無によって条例の対象としないというものではありません。</p>
34	<p>・山形県は、他に類をみないほど多くの文学者を輩出している。(5) 文化に親しむ環境づくり②文化施設の充実・活用促進の中で「県立文学館」の整備も視野に入れ、文学者の継承を図っていただきたい。</p>	<p>・②文化施設の充実・活用促進の中に例示している博物館は、文学、歴史、民俗等様々な分野の展示施設の総称として用いており、ご意見にあります「文学館」も含むものであります。ご意見の内容に関連して、県郷土館「文翔館」には、本県出身者及び本県ゆかりの作家等の常設展示があり、県立図書館では縣人文庫として全国的に活躍した県出身者を紹介しております。そのような既存の展示の充実等も含め、文化推進基本計画の策定などを進める際に十分に検討してまいります。</p>